

(2017.09.25)

## 「台風18号大分県災害義援金」の募集について

### 1 趣 旨

平成29年9月17日に通過した台風18号による記録的大雨により、大分県内に災害が発生したことを受け、被災者の方々の生活支援の一助とするため、大分県共同募金会では、義援金の募集を行います。

### 2 義援金の名称

台風18号大分県災害義援金

### 3 受付期間

平成29年9月21日(木)から平成29年12月28日(木)まで

### 4 義援金受入れ口座

| 金融機関        | 口座番号           | 口座名義                   |
|-------------|----------------|------------------------|
| 大分銀行 ソーリン支店 | (普)7549630     | 大分県共同募金会<br>台風18号災害義援金 |
| ゆうちょ銀行      | 00960-6-275726 | 大分県共同募金会<br>台風18号災害義援金 |

○大分銀行の本・支店の窓口からの振込手数料は無料となります。

○ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。

○上記以外の他銀行からの振り込み、ATM、ネットバンキング等を利用した場合の振込手数料は有料です。

### 5 現金書留による義援金の送付

〒870-0907 大分県大分市大津町2-1-41 社会福祉法人大分県共同募金会

※現金書留用封筒に「台風18号 救助用郵便」と明記してください。

郵便料金が免除されます。

### 6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、税制上の優遇措置(寄付金控除、損金算入)が認められる寄附金に該当します。

①各金融機関等での振込金受領証または②大分県共同募金会発行の受領証(現金受付のみ)をもって税制上の優遇措置対象となります。

ただし、①の場合は、振り込んだ口座が義援金の受付口座であることを確認するため、本要綱(「台風18号大分県災害義援金」募集要綱)も確定申告時にあわせて必要となります。

なお、受領書が必要な場合は、大分県共同募金会までご連絡をお願いします。後日、受領書を発行します。

#### 7 義援金の配分

大分県共同募金会でとりまとめた義援金については、大分県が設置する義援金配分委員会において配分を決定し、市町村を經由して被災された世帯に配分されます。

#### 8 問い合わせ先

社会福祉法人大分県共同募金会

〒870-0907 大分県大分市大津町2-1-41

電話:097-552-2371

FAX:097-552-6250